

9. 少子化社会対策の推進

(全国町村長大会要望 (令和4年11月17日) より抜粋)

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。そのため若い世代が将来に希望と展望を持てるよう雇用の安定を図り、結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進するなど、子どもを生き育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。少子化の問題は、我が国の根幹に関わる政府全体で取り組むべき最重要課題であり、あらゆる施策を総動員して少子化の進行を食い止めなくてはならない。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、市町村が地域の実情に応じて実施する取組に対する更なる財政支援等の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各種支援制度を拡充強化すること。

2. 子ども医療費助成事業については、国の制度として無料化を実施すること。

また、ひとり親家庭の医療費に対する助成については、全国統一的な制度化を図るなど適切な措置を講じること。

3. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 町村が地域の実情に応じ、全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、

1 兆円超の財源を確保すること。

(2) 幼児教育・保育の無償化の財源については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(3) 地域における保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実など、一層の人材確保に取り組むこと。

4. 新たに設置されるこども家庭庁においては、市町村の意見を十分に踏まえ、あらゆる境遇の子どもや、子育てを行う親の視点に立った政策を進めるとともに、実施に当たっては各自治体の事務負担の軽減・予算措置を図り、速やかな情報提供に努めること。

5. 放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

6. 子どもとその家庭及び妊産婦等に、市町村が切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、国においては十分な財政支援等を行うとともに、適切な措置を講じること。

また、不妊治療等への支援制度を拡充すること。

7. 児童虐待防止対策に地域全体で取り組めるよう、市町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

8. 子どもの貧困対策の推進について

生まれ育った家庭状況に関わらず、子どもたちが自立する力を伸ばすことのできる機会を提供することが重要な課題であることから、地域における包括的な支援体制の構築に対し支援を行うこと。

また、経済的基盤の弱い子育て世帯が増加しているため、対象となる保護者に対し、生活支援、就労支援及び経済的支援等について必要な措置を講じること。

10. 教育施策等の推進に関すること

(全国町村長大会重点要望 (令和4年11月17日) より抜粋)

- (1) 地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。
- (2) 少人数学級を計画的に進めていくに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。
- (3) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT環境整備(GIGAスクール構想)の費用に係る財政措置を継続・拡充すること。
また、学習用ソフトウェアも含む端末の更新費用やランニングコスト等も含めて財政支援を講じること。あわせて、GIGAスクールサポーター及びICT支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。
- (4) 公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。
- (5) 中学校で行われる休日の部活動の地域移行については、拙速に進めることがないよう町村の意見を十分踏まえるとともに、部活動指導員等の指導者確保に係る人的・財政的支援を拡充すること。